

## 不妊治療費助成事業について

令和 4 年 4 月 1 日からの不妊治療費の公的医療保険適用に合わせ、市では独自の助成事業について、対象経費を変更し、対象者と助成金額を拡大します。

### 1 対象者

不妊治療を行っている夫婦

(原則法律婚、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある人も対象)

交付申請日に夫婦の双方又は一方が市内に 1 年以上住所を有すること

市税に滞納がないこと

年齢制限なし

所得制限を廃止

### 2 対象経費

医師が認める不妊治療

不妊治療に関する医師への相談、検査、治療の自己負担額のうち、保険適用とならないもの  
他の市町村や県から助成を受けていない期間の経費

### 3 助成金額

対象経費の 1/2 以内(上限 30 万円/年)

### 4 助成(申請)期間

年度内 1 回のみ申請

通算 5 回まで

※ 下線部について、令和 4 年度から改正(拡大)

### 本件に関する問い合わせ先

千曲市健康福祉部 健康推進課 母子保健係 (課長)笠井千奈 (担当者)係長 久保豊子  
電話(代表)026-273-1111(内線 2131) メールアドレス kenko@city.chikuma.lg.jp